

「はままつ健幸クラブ」 バナー広告取扱要領

(目的)

第1条 この要領は、「はままつ健幸クラブ」(以下「健幸クラブ」という。)へのバナー広告掲載に関し必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要領において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるものとする。

(1) バナー広告

健幸クラブ内に表示される広告画像で、指定されたホームページにリンクするものをいう。

(2) 広告掲載希望者

広告料を負担し、健幸クラブホームページのバナー表示欄に広告の掲載を希望する者をいう。

(3) 広告主

市の広告掲載決定を受け、広告掲載の承諾書を提出した者をいう。

(掲載可能な広告の範囲等)

第3条 健幸クラブに広告を掲載できる者、広告の内容、広告のデザイン及びリンク先ホームページ内容の範囲は、広告掲載要綱、広告掲載基準の規定を準用するものとする。

(バナー広告の規格等)

第4条 広告の規格は、次のとおりとする。

(1) サイズは縦300ピクセル×横1,000ピクセルとする。

(2) 画像形式はJPG、PNGとする。

2 広告の掲載位置は、健幸クラブのトップ画面で市が指定した位置とし、掲載順序はランダム表示とする。

(バナー広告の掲載期間)

第5条 広告掲載希望者の広告掲載期間等は、別表1のとおりとする。

2 広告掲載期間内に市の都合で健康クラブ公開を中断した場合、中断日数に応じて、掲載期間を延長する。ただし、中断日数が1日未満の場合は、掲載期間の延長は行わない。

3 広告主の責に帰さない理由により、市が広告を掲載できなかったときは、掲載できなかった日数に応じて、掲載期間を延長する。ただし、広告を掲載できなかった日数が1日未満の場合は、掲載期間の延長は行わない。

4 広告掲載期間は原則として、4月1日から翌年度の3月31日の中で広告主が希望する別表1の期間とする。

(広告掲載希望者の募集)

第6条 広告掲載希望者の募集は、市ホームページなどの広報媒体を活用して広報し募集することとする。

2 募集は、広告枠を新たに設置したとき又は広告枠に空きが生じたときに随時行うことができるものとする。

(広告掲載の申込み)

第7条 広告掲載希望者は、はままつ健幸クラブバナー広告掲載申込書（第1号様式）で市長が指定する期限までに提出することにより申込みものとする。

その際、市長は必要に応じて掲載を希望する企業に関する資料を求めることができる。

2 広告の原稿は、広告掲載希望者の責任及び負担で作成するものとする。

3 同一期間に掲載できる広告枠数は1者につき1枠とする。

4 掲載期間中に広告内容を変更する予定がある場合は、広告原稿及び掲載期間などを、はままつ健幸クラブバナー広告掲載申込書（第1号様式）裏面に記載すること。

(広告掲載の決定)

第8条 市長は、前条の申込みがあった場合には広告掲載の可否を決定する。

2 市長は、広告掲載の可否を決定したときは、その結果並びに掲載内容及び条件について、はままつ健幸クラブバナー広告掲載承認通知書（第2号様式）又は、はままつ健幸クラブバナー広告掲載不承認通知書（第3号様式）により前条の申込み者に通知する。

3 市長は、広告掲載希望者数が広告の募集枠数を超えたときは次の順位により決定する。

(1) 第1順位 外郭団体、指定管理者制度導入施設及びそれに類するもの

(2) 第2順位 浜松市ウエルネス推進協議会参画企業・団体または浜松ウエルネス・ラボに参画し実証実験を行う企業・団体

(3) 第3順位 前号に規定する者以外の市内企業・団体

(4) 第4順位 その他の企業・団体

4 前項の規定によっても、広告掲載希望者数が広告掲載枠数を超えるときは、抽選により決定する。

(広告掲載内容の承諾)

第9条 広告掲載承認の決定を受けた者は、掲載内容及び条件等を記載したはままつ健幸クラブバナー広告掲載承諾書（第4号様式）を市長に提出する。

(バナー広告掲載料等)

第10条 広告主は、広告掲載料を市長の指定する期日までに、別表1に記載する金額を一括前納するものとする。

(広告掲載枠の譲渡)

第11条 広告主は、バナー広告掲載枠を他者に譲渡することはできない。

(広告の内容等の変更)

第12条 市長は、広告の内容、デザイン及びリンク先のホームページ内容等がこの要領等に抵触していると判断したとき、または各種法令に違反している、あるいはそのおそれがあるときは、広告主に対して広告の内容等の変更を求めることができる。

2 広告主は、掲載月数に応じた回数分広告内容を変更できる。

- 3 掲載中の広告を変更する場合は、速やかにはままつ健幸クラブバナー広告原稿変更届（第5号様式）を提出し、市長の承認を得なければならない。
- 4 第7条4号に規定する予定広告に変更が生じた場合は、公開予定の5営業日前までにはままつ健幸クラブバナー広告原稿変更届（第5号様式）を提出し、市長の承認を得なければならない。
- 5 市長は、掲載広告の変更届があった場合には変更の可否を決定する。
- 6 市長は、掲載広告の変更の可否を決定したときは、その結果について、はままつ健幸クラブバナー広告変更可否通知書（第6号様式）により通知する。

（広告の掲載の取り消し）

第13条 市長は、次の各号に該当する場合には、広告主への催告その他何らかの手続きを要することなく、広告の掲載を取り消すことができる。

- (1) 指定する期日までに広告掲載料の納付がないとき。
- (2) 前条第1項の規定による広告内容の変更を広告主が行わないとき。
- (3) 広告主、広告の内容またはリンク先ホームページ内容等が、この要領等に抵触していると判断したとき、または各種法令に違反している、あるいはそのおそれがあるときで、前条の規定によっても解消できないとき。
- (4) その他、広告掲載が適切でないと市長が判断したとき。

（広告の掲載の一時停止）

第14条 市長は、リンク先のホームページが不正アクセスやシステム停止等を引き起こす内容を含む恐れがあると判断したときは、あらかじめ広告主に説明した上で広告の掲載を一時停止し、広告主に必要な対策を求めることができる。また、やむを得ない事情があるときは、広告主への事前説明を省略することができる。

（広告の掲載の取り下げ）

第15条 広告主は自己の都合により、アプリへの広告掲載を取り下げることができるものとする。

- 2 前項の規定により広告掲載を取り下げるときは、広告主は書面により市長に申し出なければならない。
- 3 広告主の自己の都合によるアプリの広告掲載取り下げを行った場合、残存期間の広告掲載料は返還しないものとする。

（広告掲載料の返還）

第16条 広告主の責に帰さない理由により、広告の掲載を取り消したときは、納付済みの広告掲載料を当該広告主に返還する。

- 2 前項の規定により返還する広告掲載料は、掲載決定期間の残りの週数に応じて返還する。ただし、週の途中で掲載することができなくなった場合の当該週については、日数による日割りとし、円未満は切り捨てた広告掲載料を返還するものとする。
- 3 第1項の規定により返還する広告掲載料には利子を付さない。

4 第13条の規定により広告掲載を取り消したとき、又は前条の規定により広告掲載を取り下げたときは、納入済みの広告掲載料は返還しないものとする。

(広告主の責務)

第17条 広告主は、広告の内容等、掲載された広告に関する一切の責任を負うものとする。

2 広告主は、広告の内容等が第三者の権利を侵害するものでないこと及び広告の内容等に関する財産権のすべてにつき権利処理が完了していることを保証するものとする。

3 第三者から、広告に関連して損害を被ったという請求がなされた場合は、広告主の責任及び負担において解決することとする。

(その他)

第18条 この要領に定めるもののほか、必要な事項は、別に定める。

附 則

この要領は、令和8年2月2日から施行する。

別表 1

健幸クラブホーム画面バナー広告掲載期間（※）	金額（税抜）
1 か月	1 0 千円
2 か月	1 9 千円
3 か月	2 7 千円
6 か月	5 0 千円

※広告掲載開始日は市役所の開庁日となります。

※月とは広告掲載開始日から翌月の同じ日までとする

ただし翌月の同じ日が閉庁日だった場合は、翌営業日とする。

<例 1> 広告掲載期間 1 か月の場合

広告掲載開始日：令和 7 年 9 月 1 日（月）

広告掲載終了日：令和 7 年 1 0 月 1 日（水）

<例 2> 広告掲載期間 1 か月の場合

広告掲載開始日：令和 7 年 1 0 月 1 日（水）

広告掲載終了日：令和 7 年 1 1 月 4 日（月）

※ 1 1 月 1 日（土）、2 日（日）、3 日（月祝）は閉庁日のため。

<例 3> 広告掲載期間 1 か月の場合

広告掲載開始日：令和 7 年 9 月 1 0 日（水）

広告掲載終了日：令和 7 年 1 0 月 1 0 日（金）

<例 4> 広告掲載期間 3 か月、掲載広告変更なしの場合

広告掲載開始日：令和 7 年 9 月 1 2 日（金）

広告掲載終了日：令和 7 年 1 2 月 1 2 日（金）

<例 5> 広告掲載期間 3 か月、掲載広告 3 回変更する場合

広告 A 掲載開始日：令和 7 年 1 0 月 1 日（水）

広告 A 掲載終了日：令和 7 年 1 0 月 1 6 日（木）

※ 広告 A の掲載期間は広告主の希望による

広告 B 掲載開始日：令和 7 年 1 0 月 1 7 日（金）

広告 B 掲載終了日：令和 7 年 1 2 月 8 日（月）

※ 広告 B の掲載期間は広告主の希望による

広告 C 掲載開始日：令和 7 年 1 2 月 9 日（火）

広告 C 掲載終了日：令和 8 年 1 月 5 日（月）

※ 令和 8 年 1 月 1 日（木）、2 日（金）、3 日（土）、4 日（日）は閉庁日のため。